

令和元年第4回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月14日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和元年6月14日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第56号から議案第67号まで
- 第 6 陳情第9号から陳情第14号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	後 藤 勇 典 君	2番	伊 藤 剛 君
3番	佐々木 ひとみ 君	4番	宇 治 沙 耶 花 君
5番	室 岡 啓 史 君	6番	広 瀬 大 海 君
7番	上 杉 育 子 君	8番	稲 辺 茂 樹 君
9番	山 田 伸 之 君	10番	荒 井 眞 理 君
11番	駒 形 信 雄 君	12番	渡 辺 慎 一 君
13番	坂 下 善 英 君	14番	金 田 淳 一 君
15番	中 村 良 夫 君	16番	岩 崎 隆 寿 君
17番	佐 藤 孝 君	18番	祝 優 雄 君
19番	近 藤 和 義 君	20番	竹 内 道 廣 君
21番	中 川 直 美 君	22番	猪 股 文 彦 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	三 浦 基 裕 君	副 市 長	藤 木 則 夫 君
副 市 長	伊 藤 光 君	教 育 長	渡 邊 尚 人 君
総務課長 (兼選挙 管理委員 事務局長)	中 川 宏 君	防 災 管 財 長	甲 斐 由 紀 夫 君

税務課長	齊	藤	昌	彦	君	企画課長	猪	股	雄	司	君
財政課長	磯	部	伸	浩	君	市民生活課長	後	藤	友	二	君
子ども若者課長	市	橋	法	子	君	高齢福祉課長	岩	崎	洋	昭	君
地域振興課長	山	本	雅	明	君	農林水産課長	市	橋	秀	紀	君
農業政策課長	金	子		聡	君	観光振興課長	祝		雅	之	君
建設課長	清	水	正	人	君	下水道課長	宮	城		徹	君
教育総務課長	渡	邊	裕	次	君	学校教員課長	山	田	裕	之	君
社会教育課長	金	子	雅	晃	君	消防課長	菊	池	慎	也	君

事務局職員出席者

事務局長	村	川	一	博	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五	輪	君	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回6月佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪股文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、7番、上杉育子さん及び9番、山田伸之君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（猪股文彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る6月11日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果についてご報告します。

会期につきましては、本日から6月28日までの15日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。なお、午後1時からは議会報編集特別委員会を開催します。また、散会后、各派代表者会議を開催します。

17日は、午前10時から総務文教常任委員会を開催します。

18日は、午前10時から航路問題に関する調査特別委員会を開催します。

19日から21日までが一般質問であります。質問者は12人です。

21日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は4件で、ケーブルテレビ施設改修工事請負契約と国民健康保険税本算定に伴う条例改正並びに関連する補正予算等です。なお、追加議案は19日及び20日に議場に配付いたします。

24日から26日までの間が常任委員会審査であります。

27日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。

28日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。
- 議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月28日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

ここで私から常任委員の所属の変更について申し上げます。6月13日付で岩崎隆寿君が市民厚生常任委員から産業建設常任委員に、稲辺茂樹君が産業建設常任委員から市民厚生常任委員にそれぞれ委員会の所属を変更されたいとの申し出がありましたので、委員会条例第8条第3項の規定により、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

日程第4 行政報告

○議長（猪股文彦君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、令和元年第4回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成31年第1回佐渡市議会定例会以後の報告案件についてご報告いたします。

まず、今定例会におきます報告事件についてでございます。報告第3号から第5号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

続きまして、報告第6号 平成30年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 平成30年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するものです。昨年の12月とさきの2月定例会で議決いただいた各会計の事業ごとの繰越額が確定し、それぞれの繰越額につきましては一般会計が23億7,941万6,000円、下水道特別会計が5億666万円となります。内容として、一般会計の繰越事業は、国の補正予算に伴う事業や地元調整等に不測の日数を要した道路橋りょう改良舗装事業などであり、下水道特別会計に関しましては工事に伴う通行規制等、地元との協議に不測の日数を要したため、下水道建設事業を繰越すものでございます。

続きまして、報告第8号 平成30年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。内容として、温泉管理運営事業につきましては、畑野温泉松泉閣の白梅の湯の空調機が全国的に記録的な猛暑による需要の高まりによって受注生産となり、調達に日数を要したため事故繰越し、平成29年災農地・農業用施設災害復旧事業

につきましては、災害復旧に伴う工事発注件数の増加により、人手不足や重機の確保が困難となり、工事着手に遅延が生じたため、事故繰越するものでございます。

続きまして、報告第9号 平成30年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。内容として、関連工事での工期延長や工程、工法の調整などに不測の日数を要したことにより、建設改良に要する経費について繰越するものでございます。

続きまして、報告第10号から報告第12号につきましては、佐渡市が出資する法人についてその経営状況の報告を行うものでございます。内容としまして、報告第10号では佐渡市土地開発公社について、報告第11号では一般社団法人佐渡観光交流機構について、事業の計画及び決算に関する書類を提出するものです。また、第12号につきましては、伝統芸能、伝統技術及び伝統工芸の継承、活用事業に加え、情報発信の事業等を実施するために、昨年7月に一般財団法人佐渡文化財団が設立され、佐渡市として出捐を行いましたので、事業の計画及び決算に関する書類を提出するものでございます。

続きまして、2月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。1、大型連休における観光入り込み状況について。初の10連休となったことしのゴールデンウィーク中の観光客の入り込み実績について、航路、宿泊施設の状況を報告いたします。連休中の4月27日から5月6日における航路の利用者数は約10万6,000人で、前年同期の約7万7,000人より約3万人が増加し、対前年度37.5%の増となりました。また、宿泊の実績でございますが、主な宿泊施設41施設から聞き取りを行ったところ、対前年比61%の増加となりました。

2、クルーズ船の寄港状況について。昨年度は9隻のクルーズ船が佐渡に寄港しましたが、ことしは過去最多となる11隻が寄港する予定です。4月26日を皮切りに、5月24日まで既に6隻のクルーズ船に寄港していただいております。今後11月までに5隻の寄港が予定されております。特にことしは小木港で2万6,000トンクラスの船舶も着岸できる環境が整備されましたことから、これまでの小型ボートでの乗りおりがなくなり、上陸までの時間が短縮できるようになりました。

3、きらりうむ佐渡のオープンについて。去る4月20日にオープンした佐渡金銀山ガイドンス施設きらりうむ佐渡には、開館からこれまでの間約6,200名の来館者がございました。今後もより多くの皆様にお越しいただけるよう、積極的なPR活動を行ってまいります。

4、佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた状況について。このたび、昨年1月にユネスコへ推薦されました百舌鳥・古市古墳群に対し、世界文化遺産への登録が適当であるとのICOMOS勧告が出されました。同じ2010年にユネスコの世界遺産暫定リスト入りし、ともに国内推薦を競い合ってきた佐渡金銀山にとりましても、今回の勧告は大変な励みになるものでございました。なお、佐渡金銀山につきましては、数々の世界遺産登録に携わってこられた海外の専門家から「登録に不足しているものはなく、推薦書の見せ方を工夫すればよい」というコメントをいただきました。このこととあわせ、国内外の専門家をメンバーとする学術委員会や文化庁からご指導をいただき、推薦書改訂の作業を進めているところでございます。今後は2022年の世界遺産登録を目指し、残り期間につきましても一生懸命頑張っておりますので、なお一層のご支援をくださいますようお願いいたします。現在世界遺産の早期登録を目指し、地元熱意を政府に伝えるための署名活動に取り組んでおります。これまでに7万3,000件を超える署名を頂戴し

ておりますが、市民の皆様におかれましてはご親戚、お知り合いの方々にお声がけいただき、多くの署名を集められるよう、改めてご協力のほどよろしくお願いいたします。

5、佐渡汽船ジェットfoil衝突事故についての続報です。平成31年3月9日に衝突事故を起こしたジェットfoil「ぎんが」につきましては、4月12日からドックに入り、12週間の予定で修理を行っているため、修学旅行等のチャーターに関しては通常ダイヤのジェットfoilやカーフェリーに振りかえて対応しており、これまでキャンセルは発生しておりません。ジェットfoil「ぎんが」の修理は現在順調に作業が進んでおり、7月中には復帰し、夏の繁忙期には予定どおり3隻による運航になる見込みでございます。

6、佐渡市特定施設待鶴荘における介護報酬の不正請求について。新潟県の実地監査を受け発覚しました佐渡市特定施設待鶴荘における介護報酬の不正請求については、不正請求があった平成18年度以降待鶴荘に在籍した職員への聞き取り調査を昨日までに終了いたしました。今後は調査内容を検証し、今回の事案についての原因究明と調査結果の取りまとめを行います。また、介護給付費の返還につきましては、新潟県の監査分を5月7日に、自主返還分を5月31日にそれぞれ返還いたしました。利用者自己負担金の返還につきましても、利用者、ご家族等への説明とおわびをさせていただき、返還の手続を進めております。

7、東京2020オリンピック聖火リレーについて。先般2020年6月5日、6日に新潟県内で行われます東京オリンピックの聖火リレーのルートが公表され、本市もそのルートに選ばれました。本市での聖火リレー通過は6月5日の予定となっております。オリンピック聖火リレーの開催が2020年世界遺産登録に係る国内推薦を獲得し、2022年の登録を目指す追い風となるよう期待するとともに、佐渡の魅力、佐渡らしさを発信できるよう、関係者と一緒に盛り上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしたいと思います。

1つは、報告第11号の一般社団法人佐渡観光交流機構、これできたばかりということ、できて1年ということなのだけれども、いわゆる従来の佐渡観光協会がちょっと看板の書きかえやいろいろのことをしたということなのだけれども、これを設立するに当たって、DMOをやることによって各省庁からのいろんな特典があるというふう到我々聞かされていたと思うのだけれども、それはどのような特典があったのですかということをお聞きをしたいのが1点。

2点目は、設立のときも私言いましたが、決算書を見ていただければわかるのですが、以前は補助金だったものが8割が委託料。委託料ですから、本来佐渡市がやるべき仕事を委託をしているという関係になるわけなのだけれども、これはここ1年やってみてどのように評価をされているのかお尋ねをしたい。

3点目、1つはDMOでは、少なくとも年1回自己評価等を観光庁に報告する義務があると思うのですが、今その時期ではないのかもしれませんが、どのように検証されているのかご報告を願いたい。

1回しかできませんから、もう一つやります。もう一つは、佐渡の文化財団の関係であります。文化財団ができてまだ9カ月ということなのですが、こういったものをつくるときにはこの人件費、給料みたい

なのが大体公務員に準ずるといような形で、市役所に準ずるといような形で設定をしていくと思うのですが、例えば役員報酬を見ると360万円、これは1人なのだと思うのですが、40万円の給料ということになっていますが、そういう理解でいいのですか。下の職員については、2人で330万円ですから、1カ月18万円程度ということなのだけれども、その辺は具体的にどうなっているのかお尋ねをしたい。

そして、もう一つは、今年度の施政方針の中で先ほど市長が言ったように伝統文化等の継承、活用、情報発信をやると、そして国民文化祭、2019年においても佐渡の魅力をといことなのだけれども、その辺はどのように進んでいますか。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

DMOになったことについての特典の部分でございますが、DMOはDMOになったことで交付金の対象になるということで、一般財源の持ち出しが減ります。まず、それが1つの特典ということになりますし、もう一つはDMOになったことで直接国の補助金等をとりに行けるということでございます。国の補助金につきましては、今とりに行っている最中で、申請中ということでお聞きしております。

また、8割が委託料ということでございます。これは、DMOの中にも将来的に行政からの委託等が見込めることということで規定されておりますので、委託事業が多い部分については問題ないのかなと考えております。

また、国に対する年1回の検証、報告というところですが、この部分につきましてはどのタイミングで行われるものかというものはちょっと私は把握してございません。

○議長（猪股文彦君） 金子社会教育課長。

○社会教育課長（金子雅晃君） お答えいたします。

まず、360万円の内訳でございますが、これは専務理事の報酬ということで、月40万円の9カ月分というふうになっております。下の職員給料につきましては、ちょっと内訳については今手元にございません。申しわけございません。

続きまして、国民文化祭にどのようなかわりをするかということですが、現在2つの事業について文化財団が担当しております。1つはようま観光佐渡芸能の夕べ、これ11月からやります。もう一つが佐渡民謡の祝祭。こちらのほう、2つの事業を文化財団のほうで担当しております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） DMOのほうから聞きます。

まず1つは、その報告がわからないと、DMOではわかるのだろうけれども、いつのタイミング、これが条件になっているわけですよ。報告義務ですから。つまりKPI、PDCAの自己評価ということですから、我々この8割も委託料を出している、さっき言ったでしょう。佐渡市、あなた方観光振興課がやるべきことをDMOに委託をしているのだから。以前は補助金だったのだから。ということは、親元としてはしっかりこれ検証しなければならないのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○21番（中川直美君） いや、どこでも同じルールになっているということですね。これ書いてありますから。曖昧過ぎやしませんかという1つ。

もう一つは、逆に言いますが、委託料の件ですが、観光協会のときはほぼ同じ内容が補助金だったのですよ。ほぼ同じ内容が。今回DMOということで委託料になった。問題ないというのだけれども。委託料と補助金が全く違うというのはご承知のとおりだ。これは設立のときも指摘をしたのだけれども、どのように整理をされているのか。

もう一点は、利点、交付金とかとりに行っているというのだけれども、今年度はどの程度その交付金とかで市の委託料やいろんなものが浮いたのか教えていただきたい。

文化財団のほうですが、下からいきますが、国民文化祭については先ほど言ったようにあなた方の施政方針の中で文化、芸術、スポーツの活用という中でまたとってやってあるわけであって、先ほど言ったようま観光だどうのこうの、何か言っていたけれども、それってもしかして先ほどのDMOと一緒になったほうがいいような中身ではないですか。その辺のすみ分けは一体どうなっているのか教えていただきたい。

それともう一つは、先ほど言ったでしょう。職員の給料の問題、私は高いから悪いなどというのではないのです。一般的にこういった財団やいろんなものをつくるときに、大体佐渡市に準じるということであるのです。つまり、特殊な技能のある方なのでしょうけれども、40万円というのは私の感覚からすると高いのかなというふうに思うのだけれども、これ単純割すれば1人40万円、下の2人については月18万円となるではないですか。40万円というと、教育長よりもあれだけ、かなり高い、佐渡市でいうと。なので、その辺はどういう設定になっているのか教えていただきたい。

それともう一つは、理事長がやめる、やめないとかというような話もあるのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（猪股文彦君） まず、祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

委託料につきましてであります。委託料はDMOとなる前から、観光協会のころからございました。前の補助金、団体補助金に対応するものといたしますと、佐渡市が今払っているDMOの負担金、この部分が該当するかと思います。DMOの負担金につきましては、今年度で5,970万円程度払ってございますが、この分の55%が交付金対応ということになります。

もう一つ……以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（祝 雅之君） ちょっと、済みません。電卓……

○議長（猪股文彦君） 一回下がって。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 失礼しました。交付金で市に算入されたものが3,286万円程度ということ

になります。

○議長（猪股文彦君） 金子社会教育課長。

○社会教育課長（金子雅晃君） お答えします。

先ほどご質問のありましたDMOとの協力関係ではありますが、集客、誘客のほうはDMO、それから運営については教育委員会、それから文化財団のほうで、両輪でやっております。

○議長（猪股文彦君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 質問の2点について、給料と、それから理事長の件についてお答えします。

まず、給料につきましては、昨年度の準備会等で原案が出たものであります。財団の目的にあります伝統芸能部門、そして工芸、それから建築、情報発信等の部門等を考えて、かなり専門性が高いということとこのような給料で了解したものでございます。

理事長につきましては、体調が思わしくないということで辞任をしたいという意向を受けております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 観光交流機構、DMOのほうについては所管の委員会でやるからと横の人が言うので、そちらに回しますが、1つは施政方針の関係も、今の佐渡市の政策づくりの関係を見ると観光振興課、観光協会、DMO、文化財団、社会教育課を何か1つにしてしまったほうがいいのではないかとこのような感じが見えるわけでこんなふうにいるのですが、DMOはそっちに任せますが。

では、文化財団の理事長はやめた。けさ私ホームページを見たらまだ理事長いますよね。この方はやめたのですか。そうすると、トップがないということになるとこれ非常に大変なことになるのではないかと思いますのだけれども、評議員として藤木副市長もおりますし、今言った渡邊教育長も評議員として人選のあれに入っているわけですが、これ走り出したばかりにやめたというのは、これ何か問題があるのではないのですか。佐渡市の地元紙のインタビューでも彼はいろんなことを語っていましたよね。今文化財団のホームページでも、文化財保護法も改正になって、これからというやさきに。給料が安かったからというわけではないのですよね。どうなのか。そういうことが重要なのです。

では、もう一つ聞きます。専門性があるから40万円というのはいいのだけれども、これは常勤ですか。ここだけ聞いておきます。つまり毎日行っているのですかと聞いている。

○議長（猪股文彦君） 金子社会教育課長。

○社会教育課長（金子雅晃君） お答えいたします。

常務理事ということですので、常勤という扱いになっております。

〔「専務理事です」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（金子雅晃君） 失礼しました。専務理事ということになっておりますので、常勤を基本とするように聞いております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 理事長だか何かやめたというのがどうだということ。どっちが答えるの。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 専務理事につきましては、昨日の評議員会のほうで交代という案が出ております

ので、理由につき……

〔「理事長」と呼ぶ者あり〕

○教育長（渡邊尚人君） 失礼しました。理事長につきましては、交代という案が出ておりました。それにつきましては、承認されております。理由につきましては、先ほど申したように一身上の都合ということでもあります。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 今ほどの一般社団法人佐渡文化財団の件についてなのですが、役員報酬の件で前年が360万円で、今年度が480万円。これ役員報酬ですね。あと、給料手当の部分で前年が1人当たりで考えると約167万円に対して、今年度が1人当たり300万円ということで、事前のその準備委員会のほうで給料手当について議論がなされたという話なのですが、では来年度についてはまたさらに月額10万円ぐらい上げるとか、そういうことを考えられているのか、それともこの金額が妥当だというふうな形で考えられているのか、それをちょっと聞きたいなというのがまず1点目です。

2点目について、ジェットフォイルの事故の関係なのですが、先ほどのお話の中で原因究明と調査結果の取りまとめをこれから行いますという話なのですが、その部分についてこの間の議員全員協議会でも話があったわけなのですが、予防策についてその部分はきちっと検証してこちらの報告書のほうに盛り込む、そういうような予定はあるのでしょうか。というのも、この間の報告資料の中で報酬の仕組みを理解していない職員の方がほとんどだったというような説明がありましたものですから、であれば報酬の仕組みをまず理解するような、そういう社員研修を行うだとか、そういうような予防措置ということも考えられると思いますので、その点について2つお願いします。

○議長（猪股文彦君） 金子社会教育課長。

○社会教育課長（金子雅晃君） 財団のほうの給料、それから報酬の関係なのですが、平成30年度につきましては9カ月分、本年度につきましては1年12カ月分を計上しておりますので、その差が出ているかと思えます。

専務理事の報酬の関係なのですが、こちらのほう現在40万円というふうに設定されておるのですが、理事会のほうで今後この金額をどうするのかというものの検証する機会をこれから設けますというふうに理事会で諮られたというところは聞いております。

○議長（猪股文彦君） ジェットフォイルの件は誰が説明するの。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ジェットフォイルの取りまとめのほうは、今議会中に委員会のほうを含めてまずこちらの報告書を提出した上で説明させていただき流れになっております。その中で、いろいろ今後改善しなければいけない課題的なものも抽出してあります。その辺のところは行政側だけでなく、佐渡汽船も今検証委員会ありますので、そここのところの結果も含めてすり合わせた上でどういう善処策をとっていくかという協議を今後続けるという形の報告書のまとめ方に現状はなっています。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。
行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第56号から議案第67号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議案第56号から議案第67号までについてを一括議題といたします。
市長から提案理由の説明を求めます。
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第56号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年度税制改正のうち、本年3月29日に専決処分した事項以外の内容について、税条例の一部を改正するものでございます。主な内容は、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置や消費税率引き上げに伴う対応としての軽自動車税環境性能割の臨時的軽減などになります。

議案第57号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、子ども若者相談センターで実施する障害児相談支援事業を担う民間事業所が複数設置されたことに伴い、直営による事業を取りやめ、今後は民間事業所の育成、指導を行いながら、障害児の相談支援を充実するため、条例の一部を改正するものです。

議案第58号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、減収補填制度を定める省令のうち、離島振興法第20条の適用期限について改正が行われたことにより、同法の適用を受けて実施している本条例の適用期限について延長を行う必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第59号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、関係法令の改正に伴い、住宅用防災警報器の設置の免除に関する事項等について条例の一部を改正するものでございます。

議案第60号 公有水面埋立てに係る意見について（高瀬地内）でございます。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線高瀬拡幅工事に必要な道路施設用地及び海岸護岸施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号及び議案第62号は関連した議案でございますので、一括して説明させていただきます。議案第61号 新たに生じた土地の確認について（原黒・住吉地内）、議案第62号 字の変更について（原黒・住吉地内）。以上の2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得ましたので、新たに生じた土地の確認及び字の変更についてそれぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定しました団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号 財産の無償貸付について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉について、今後とも市

民の福祉向上に資するため、選定事業者の合同会社湯らくに無償貸付することについて議会の議決を求めらるるものでございます。なお、合同会社湯らくとの仮契約について、貸付期間の始期を7月1日に改め再度提案するものであり、灯油ボイラーを補完する熱源については協議の結果不要となり、これまでの灯油ボイラーのみで運営する方針としたものでございます。

議案第65号 財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校）でございます。本案は、既に議決済みの財産の無償譲渡において、専門学校事業を行っている譲渡先の事業者が同一グループ内の別法人に当該事業を譲渡することに伴い、無償譲渡に係る相手方を変更することについて議会の議決を求めらるるものでございます。

議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1億3,736万1,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では国、県支出金、繰入金、諸収入の増額計上、歳出では幼児教育・保育無償化などの国の制度改正や追加対策に伴う事業の経費を計上するほか、温泉管理運営事業などを予算計上するものでございます。

議案第67号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ168万9,000円を追加するものです。補正内容は、10月からの介護報酬改定に伴うシステム改修経費として、歳入では国庫補助金及び一般会計繰入金を増額計上、歳出では一般管理費の増額を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第56号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 今、連日のように児童虐待の問題とかいろいろなものが報道されているではないですか。そんな中で、なぜこれを民間に、県指定をやるのか。実態として直営でやっているところは県内140事業所のうち新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、十日町市、糸魚川市、妙高市と、ここに佐渡市がある。この中から佐渡市が抜けるわけですか。相談というのは、一番困っていることやいろんなことを聞くことができ、それを施策化できる部署だと私は思うのだけれども、そういう意味でも今この相談所の役割というのは極めて重要なのに、なぜ直営をやめるのですか。

○議長（猪股文彦君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 説明いたします。

今回直営をやめるのは、県の障害相談の事業所の指定を解除するということで直営をやめるということだけです。今までどおり、障害をお持ちの子供、ご家庭での困り事の相談は当然受けてまいりますし、療

育教室等で実施というところについては変更はございません。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 平成30年度のものだと思うのだが、県の統計、149事業所の中で、例えば一般と特定、事業所番号あるではないですか。一般と特定と障害児というところであって、佐渡市は障害児が入っていて一般はない。つまりこの表でいうならば、障害のところは消えるわけだな、佐渡市の場合。そうではなくて、障害児の問題もやっぱり佐渡市として、そういった障害児の子供や家庭のアンテナショップの一つとしてやっぱり置いておく必要があるのではないのかと私は思うのだけれども、どうなの。先ほど言ったように、新潟県内には佐渡市も含めて例えば類似団体に近いところという十日町市は4つのうち1つが直営でやっています。やっぱりこういった連日のように児童虐待、いろんなことがあるときだからこそ、民間ではなくて自治体としてやっぱりアンテナ張っておく必要があるのではないですか。例えば介護のほうでいうと、以前包括支援センターはみんな民間だったけれども、包括を抱えることによって実際に困っていることが反映できるという、しているというふうに私は思っているのだが、どうですか。

○議長（猪股文彦君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

先ほども申し上げましたけれども、県の事業所指定を除かれるということになると、今までその子供に対する支援の方法、支援計画の策定や今後その子がどういうふうになっていっているのかというようなところの支援計画の見直しというようなところを相談支援事業所として行っておりましてけれども、そこは民間が専門職をそろえながらやっていた部分がございますので、子ども若者センターだけではなく、やはり地域にそういった民間事業所があると、専門職がいるという部分では専門部分をお任せしたい。今までどおり、療育教室や障害の相談についても子供に関する相談は窓口として子ども若者センターが機能するというところですので、他の自治体で実施しておる事例は承知しておりますけれども、今いろいろな事件が起こっている、そういったところの窓口としても子ども若者センターの機能としては大きく変わらないというふうに考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今あなたが言ったのは、市には専門職もないから、公務としての労働はやめて民間にやるという話だけれども、私はやっぱりそうではないと思うのだよ。今やっぱりこういったものこそ公務員の労働として、先ほどあった福祉の一環としてしっかりやっていかないといけないのではないかとと思うのだが、今のを理解すると佐渡市には専門職がないので、民間は専門職があるのでやるのだというふうに私はとったのだけれども、そうではなくて佐渡市に専門職を置くべきなのではないのですか、市長。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 考え方はいろいろあると思いますが、あくまでも現状民間の中で非常にもろもろの社会福祉士等、障害対応の資格を持っている方がいろんな事業所も設置していただいている中で、行政とその民間の専門家をしっかり連携することで対応することの効果も十分あると考えておりますので、この考え方でいかせていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

議案第58号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第58号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 担当の委員会でもあるので、簡単に聞いておきますが、いわゆる自動火災報知機の義務化やいろんなことがある中で、ここに書いてあるように免除ということになるのだけど、先ほど特定の小規模施設というのは一体幾つあって、大ざっぱにどういった形が免除になるのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 菊池消防長。

○消防長（菊池慎也君） 説明いたします。

現在特定小規模施設の数については、今ちょっと把握をしてございません。この特定小規模施設につきましては、それぞれの特定小規模施設用の自動火災報知設備を基準どおり設置している場合につきましては住宅用防災警報器を設置しないことが、免除できるということの項目となっております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 特定小規模施設の数がわからないということであると、先ほど観光の入り込み数が60%伸びた云々というようなことも含めて言うと、やっぱり何らかの対策や市としての施策も私は考えなければならぬような部分もあるのではないかと思いますので、そういった総合的なトータルは企画財政部やりましたか。

○議長（猪股文彦君） この際申し上げますが、先ほどから議案に対する質疑よりも質問のほうに重点が置かれているようでありますので、議案に対する質疑に絞ってお願いいたします。

中川直美君。

○21番（中川直美君） それでは、対象となる特定小規模施設は幾つあるのですか、教えてください。

○議長（猪股文彦君） 菊池消防長。

○消防長（菊池慎也君） ご説明いたします。

まことに申しわけございません。現在小規模の施設の数については、手持ちで資料を持っておりません。委員会等には説明できる資料等を提示したいと思います。よろしく申し上げます。

〔「議案だけを聞くとこうなる」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） いや、いいのです。質問者、それでよろしいですか。委員会までに……

〔「議案だけを聞くとこうなる」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） いや、それでいいのです。委員会までに資料を整えるということでご了承いただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 公有水面埋立てに係る意見について（高瀬地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 新たに生じた土地の確認について（原黒・住吉地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

議案第62号 字の変更について（原黒・住吉地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第62号についての質疑を終結いたします。

議案第63号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トキ交流会館）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 指定管理ということですから、サービスの向上やいろんなためにやるわけですが、どういった効果を目的としてやるのかひとつ教えてください。

2つ目、この後にも出てきますが、同じ合同会社ですが、こちらの場合は代表社員の名前がないのですが、代表社員数、イコール出資者数ですが、このいわゆる有限責任社員というのは何人いる会社なのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

今回指定管理に出す目的、こちらにつきましては、宿泊業務、それから貸し館業務がメインですので、こちらについて民間の力、サービスの向上、利用者にとってメリットがあるようにということで考えております。

それから、もう一つ、合同会社ということで、申請のときは準備会でした。5月9日に法人として設立しております。社員は現在6人で設立されておると。こちらのほうの代表責任者、責任社員、こちらについては板垣徹さんというふうになっております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） なぜやるかということについて、民間の手法によってサービスの向上を期待するということはわかったのですが、具体的にはどのようなことが期待をされるのか。つまり総務省からも言わ

れていますが、指定管理というのは経費の削減のためだけにやるのではなくてサービスの向上だということで、具体的に教えてください。

これ全体の議案との関係ですが、あとの議案については無償貸付の相手、代表社員というのはあるが、今回こちらの議案については今言った代表社員の名前がないのはどういうことですか。

○議長（猪股文彦君） これ誰が説明するの。法的な問題ではないか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

当事者の表示ということになりますと個人、自然人か法人ということになりますので、団体名ということで原則はよろしいかと思えます。ただ、議案としての整合性というふうになりますと確かに民間譲渡の場合の議案につきましても代表者も載っているといたことはありますけれども、今後は統一したいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

今回この団体、指定の中で利用者に対するエコツアー、こういうのをやりたい、また自然観察や自然体験を行う自然学校、こういうことも将来的に行いたいというふうに提案されております。

また、会館の一番のネックでありました食堂がないというところ、ここについては、ほかの事業者と協力してケータリング等のサービスで利用者の向上を図りたいということになっております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 議案としての整合性の問題なのですが、つまり問題ありますとあなたは認めたのだから、変えてください。でしょう。つまりぱっと見て、これあなた方が議案出すときに、下は同じように合同会社でちゃんと代表社員名がある、こっちはいるのだけれども出さないというのはおかしくないか、議案としてやっぱり。今回は勘弁してくださいという意味ですか。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

議案としての体裁、当事者としての表示といったことであると団体名で十分ということになりますので、今まで代表者名も記載されておりましたけれども、十分条件ということからすると団体名で十分ということになります。ただ、今のお話にありますように、議案全体としての整合性というようなことは反省したいと思っておりますので、今後は統一したいと思います。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） まず伺いたいのは、先ほどこの合同会社トキの会という会が、いつこの会社が設立

されたのかということと、指定管理ということで佐渡市の施設を運営するわけですが、基本財産といいますが、会社の財産がどの程度所有しているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、選定結果のところの管理運営経費提案額が2年6カ月で2,130万円となっております。1年当たり八百数十万円だと思っておりますけれども、この金額というのは以前佐渡市が直営していた時代、あるいはほかの団体が運営していた時代の金額とどういふふうな数字なのかを説明をお願いします。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

設立は、令和元年5月9日が法人の設立になっております。

それから、基本財産、こちらにつきましては、出資者の出資金になります。1人当たり10万円、現在6人ということになっておりますので、基本財産は60万円になります。

それから、こちらの金額、提案額につきましては、私らこちらのほうの指定管理料を算出するときには現在のトキ交流会館に係る総事業費、ここをベースに歳入を引いております。これを提案額にしておりますので、市としては金銭面でこの提案額が今よりも安くなったというわけではなくて、今までかかっておった経費を指定管理にしたと。ただし、ここにかかっておった正職員、実際に0.4人ぐらい職員をかけておりましたけれども、こちらの部分についてはまた今後のトキの環境整備とか普及啓発の事業に回せると考えております。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 5月9日の設立ということで、できたばかりの会社です。指定管理の選定委員会で当然審査をしたと思うのですが、この資料にもありますが、サービスの評価、利用における平等性の確保、情報提供の確立、サービス品質、メニューの向上等を委員会で審査をしたと思うのですが、多分5月9日の設立だとほかの事業はしていないのだらうと思っております。初めての仕事をやる会社に対してどういふ評価をしたのかというのを報告お願いしたいと思っておりますし、先ほど金額のところでもちょっと私よくわからなかったのですが、今までよりも安い金額で応募されたのか、そのあたりのところがよくわからないので、今まではこれぐらいかかっていたのですけれども、今回は何十万円安いこのぐらいですという説明で答えをいただきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） 指定管理料、金額については、これまでの会館事業にかかっておった経費から歳入、収入の部分の引いた額での指定管理料ですので、財政的に金額が安くなったということはありません。

それから、もう一つ、審査会のほうの内容につきましては、申しわけありません。こちらのほう私どもは事業を出しておるほうですので、審査会の内容については私のほうでは把握しておりません。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 委員会のほうにも当然その担当の課は出ていられるでしょうし、どういふ審査をされたかということは当然わからないとこの後の評価もできないでしょう。その答弁は私おかしいと思うので、もう一回答弁を整えて答えていただきたいですし、もう一つ伺いたいのは、出資者の方が6人で1人10万円円で60万円の基本財産だという話がありました。この後の温泉のときも、温泉のほうは私たちの常任委員

会だったので審査をしたのですが、やはり当然施設を指定管理するということは自分の会社の持ち分も出てくるわけです。指定管理料で全部できればいいのですけれども、そういう部分もあるので、余りにも財産が弱小過ぎてとても不安に感じますが、そのところの議論は審査委員会でなかったのかについても説明をお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） 審査の項目につきましては、公共的役割の理解と活動意欲、それから2つ目に仕様書等の理解をしっかりとされているか、また施設の目的や機能の理解、周辺環境への配慮、管理における適格性の確保、そして安定した運営体制の確立、こういうところをもとに審査されております。今ほど議員言われた安定した運営体制の確立というところが基本財産のところかと思いますが、具体的にその部分について審査の中で意見を聞いてはおりません。それらの審査項目をもとに、60点以上が合格点です。今回については72点という7人の審査委員の中での選定結果となっておりますので、認められたものだと考えております。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） これ議長のほうからやはりこの会社の代表者を含めてきちっと資料提示をするように指示をしてくださいよ。少なくとも議案審査やっているわけですから、委員会までにそろえますという格好ではありません。ですから、そこは議長がきちっと指導力を発揮してください。

それから、今のやりとりを聞いていても全くわからない。どういうことなのか。結果的には72点だからいいだろうというような話だ。それは、あなた方内部の話でしょう。そんないいかげんな話ではだめなのだ。だから、そのところを、この後の第64号も似たような経過を踏んでいますよ。もうちょっと明確に議長のほうから指示をしてください。

○議長（猪股文彦君） 議事進行だと思います。祝優雄君の今の議事進行発言はもっともだと議長も考えております。中川直美君の質疑のときからどうも説明が不十分、そのことが市民にはわかりにくい、このように議長も思いますので、この後の質疑についてはきちっと説明ができるようお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「今出さないとだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第六十三……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑は今まで第63号まで終わっておりますので、あとはそれぞれの常任委員会において厳しい審査をお願いいたします。

そこで、議案第63号についての質疑を終結いたしまして、議案第64号 財産の無償貸付について（新穂

湯上温泉)の質疑を許します。ここからは、今指摘があったようにきちっとした資料をもとにわかりやすい説明を求めます。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○10番(荒井眞理君) 先ほど市長から今回はボイラーについて協議の結果不要となったという説明がありました。前回、議員全員協議会の際にこの議案第64号についての説明が2月議会のとときにかみ合わないで、きちんと整理してくるよという議長からの1つの要望がありまして、このボイラーは協議の結果不要となったというご説明があったと思うのですが、それ以前に2月議会でなぜこの議案が否決になったと、それをどう理解したのか。幾つかの理由がある、あるいは理解ができていないのか、まずそのところ。だから、何をつまり解決しなければいけないと、執行部として課題だと思ったことが一体何なのかというのを教えてください。

それから、それを踏まえて事業者と協議をしたということだと思うのですが、どういう協議をしたのかということです。先ほど協議の結果不要となったという、それだったら2月議会に提案する前にもっとよく協議しておけばよかったですではないかという話になるので、一体この2月議会以降何が起きたのかということを知りやすく説明をしてください。

○議長(猪股文彦君) 三浦市長。

○市長(三浦基裕君) 2月定例会の段階での部分でございますが、執行部サイドの常任委員会等の説明が不足していた部分はあると思います。その時点で、このお手挙げいただいた事業者、とりあえずスタートは現状の設備のままでスタートしますと、その後一定期間を踏まえながら新たな熱源を導入するかもしれないというような状況の中で、現状の環境の中でまずスタートしますというお言葉をいただいておりますので、早期営業再開を目指して、4月中の再開を目指して、その部分の熱源のどのタイミングで入れかえるか、あるいはそのまま続けるのか最終確定しないまま上程させていただきました。その分もし途中で段階で熱源を切りかえたときの設置費、接続費についてのどちらかの負担というところについて原則だけ確認した上で上程させていただいた、その部分で予算についてもきっちり細かく確定したわけではなく、それは熱源を切りかえた際に改めてということで出させていただいた部分に不備があったところが市民厚生常任委員会の皆さんからも理解を得られなかった部分もあると思います。その後、今回の議案提出へ向けまして先方ともろもろのやりとりを続けてきましたが、先方の事業者サイドが工夫して、従来どおりの灯油ボイラーで営業したいと、その中で熱源の切りかえは将来的にも考えずに運営していきたいというお話がございましたので、今回改めて7月1日というふうに仮契約の日付を組み直させていただき、なおかつ補正予算につきましても出させていただいたのが、大枠で言います。現在営業しておりませんので、休館中であっても必要な電気代とか水道基本料とかもろもろの件、あるいは電話料金の基本料等を含めて一応4月から9月までのかかる経費として108万円計上させてもらっております。これは、議決いただいて運営委託、貸し付けが確定した時点で、そこから先の経費については使用しないという経費でございます。さらに、その後、もう一つは通常営業に支障を来さないための修繕経費、これにつきましては他の無償貸与の温泉と同様に年間で修繕等、例えば浄化槽ブロアーの取りかえとか、修繕等で従来から市の役割として必要な部分として想定していた修繕経費というものをさせていただいております。これが401万9,200円。これにつきましては、事業者がかわる、かわらないにかかわらず必要なものという、例年の中

での経費という判断でございます。さらに、もう一つ、設備不稼働により繁殖する雑菌等の洗浄業務経費。しばらく営業を休んでおりましたので、この間の雑菌等の繁殖を防ぐために浴槽、配管等の洗浄等々を含めたいわゆる清掃経費等が約51万円ということで、新穂湯上温泉にかかりましてはもろもろの地下タンクの検査委託等も含めまして計587万9,200円というものを今回明確に計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 今のご説明で幾つかわかったことは、これは財産はあくまでも市のものでありながら、そこをどうしていくかということはこの事業者の意見を聞かなければ佐渡市は何も決められなかったのかなと。この経過、いいと思うのですよ、結果的にはきつと。いろんなことは。ポイラー買わなくていいとか。でも、そんなことは何で佐渡市が2月に提案する前にきちんと決められなかったのか。ここは不思議なのです。これその業者と市との関係ってどうなっているのですか。そこだけ最後聞かせてください。つまりここで議案が決まらなければ、この業者がこれを受けることができない。でも、相当業者にこれ、業者が、業者がと、主語は佐渡市ではないのですか。ちょっとおかしいと思うのですけど、どうなのですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 前回2月定例会のときに出させていただいたのは、営業を再開した一定期間の後、別の熱源を活用したい、その部分については自己負担でやりたいという方向性を先方が強く希望してきた部分がございます。ただ、そこをいつから切りかえる等については、業者のほうも確定していない状況でございました。その中で、まずは現状ことしの1月までの営業と同様の環境でスタートできる、そこが前提の運用として向こうからもしっかりお話をいただいたということでやらせていただいたものでございますし、新たな熱源というものについては事業者が自己負担でやるもの、その接続、建屋に対しての手の加え方、接続に費用が発生した場合は行政のほう市の所有物として責任持つてつなぎますということを確認させていただいて、2月定例会では提案させていただいたということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 財産の無償譲渡に係る相手方の変更について（伝統文化と環境福祉の専門学校）の質疑を許します。質疑ありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） これは、連合審査でも審査をすることになっていきますので、一般質問で私取り上げていきますので、議長の言うように議案に対する質疑に絞って伺いますが、先ほど市長がこういう発言をしていました。事前に6月6日に配られた議案の一覧表のとおり一言一句同じことを言っていました、「専門学校事業を行っている事業先の事業者が、同一グループ内の別法人に当該事業を譲渡することに伴い、無償譲渡に係る相手方を変更することについて」と言っています。ところが、これ平成19年4月1日の建

物無償譲渡契約書、地域振興課長は持っていると思うのですが、第6条、この建物の所有権を第三者に移転してはならないとはっきり契約を結んでいる。その矛盾はどういうことですか。つまり前の新潟総合学院が国際総合学園に市長の今の説明ですと譲渡をするという提案説明でしたが、譲渡も移転もできないことになっていますよ。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

同じく契約書の中に、第13条では、疑義の決定等というところで、この契約の各条項の解釈につきまして疑義が生じたときは、この契約に定めのない事項については甲乙協議の上定めるものとするというところを規定しております。ここのところで、我々は専門学校を続けていただきたいということを考えまして、このところで協議をさせていただいた結果、今回の提案ということにさせていただいているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） これ3回までですか。今の地域振興課長の説明は全くおかしい説明で、地域振興課長と私は専門学校の継続には賛成で、ぜひ続けてもらいたいというところだけ同じです。疑義が生じたときというのは、今地域振興課長の答弁のようにこの契約書外のことが起こった場合と書いてあるでしょう。ところが、この契約書の中で、第6条に所有権移転だめだと書いてある。それを破った場合には、契約に定める義務を履行しない場合はこの契約解除、ちゃんとそれ第8条でうたっているでしょう。契約内容になく疑義が起こった場合は双方で相談して決めるとは第13条に書いてあるけれども、契約内容に違反していないですかと言いたい。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

契約外というか、契約の各条項の解釈についてという文言になっておりますので、ここでこの建物の所有権を第三者に移転してはならないということになってはおりますが、続けていただくために、同じグループの法人でもございますので、この辺のこの解釈に疑義が生じたというふうに我々は解釈をさせていただいたというところでございます。

〔「答弁になっていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

説明を許します。

甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

まず、この条項、確かに契約書にはそう書いてございます。譲渡等の禁止といったことで、所有権を第三者に移転することはだめだと書いてございます。それで、そう言いながら、この契約書、これは実は所

有権移転契約、いわゆる贈与契約になります。ですから、所有権自体はもう既にこの今の学校法人の新潟総合学院に移転しております。所有権の原則というのがございまして、所有権には、これは民法に書いてありますけれども、自由に処分ができるということがございます。それで、実際この何の制限もなしに禁止をする、譲渡等の制約をするといったこの契約条項自体が有効なのかといった疑義があるということでございます。そういった点で、先ほどのこの契約書の最後の第13条の疑義といったところでの検討といったこととございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 補足の説明をさせていただきます。

今近藤議員お話あったとおり、平成19年の契約書では今お話がありましたように第三者へ譲渡してはいけないという規定があるのは事実でございます。今議員からも話がありましたけれども、引き続きNSGグループにあの学校を運営してもらいたいということは私どもも同じでありまして、どうやったらそれが可能かということを考えさせていただきました。この契約書のとおりにやりますと、まず契約解除をする、そうすると市へ戻ってきます。ただ、学生はいますので、今度は無償貸与をしなければいけない、建物を。所有権は返ってきますけれども、その学校、学校運営は学校法人がやりますので、市がその建物を持って責任を持って運営するということはできませんので、例えば火事になったり、その建物が原因で学生に不測の事態が生じた場合、所有権が佐渡市にあればそれは全て佐渡市が責任を負うことになりますから、火災保険とかもともろの保険も付加しなければならなくなります。そういうことになると、一旦こっちへ所有権を移して、その後で議会のご了解をいただいて、その後今度はもう一度市から新しく国際学園ですか、そちらのほうに譲渡をするという議会の承認をいただくということになりますので、佐渡市で所有している期間、それからその間は学校に無償貸与をするというスキームはどうしても必要になるのではないかと、中で議論をいたしました。そういうことを防ぐために、結果的にNSGグループにこの専門学校を引き続き運営してもらおうとするならば、それをご了解いただけるのであればどういう手続にするのが一番いいのかということで今回この議案を提案させていただいておりますので、この議案を了解していただけるのであれば、市へ直接一旦返ってくるのではなくて、市も入った形の中で3者契約をして、譲渡自身は法人間で譲渡をするというふうにするとう登記のための特別のお金も要りませんし、市が建物を持ってその間の責任を負うということもなくなるということで、この方法で顧問弁護士にいかがでしょうかということをお伺い立てました。顧問弁護士のほうからは、それで問題ないだろうというご了解いただいておりますので、議会のほうでとにかく国際学園のほうに建物を譲渡するということをお認めいただけるかどうかということだと思いますけれども、手続にしてはそういうもろもろを考えたメリット、デメリットを整理するとこの形が一番いいのではないかと考えてございまして、この提案をさせてもらっているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） これ3回目ですか。

○議長（猪股文彦君） はい。

○19番（近藤和義君） 契約違反は違反です。それをNSGに続けてもらいたいから、弁護士とも相談して

契約違反を認めなさいというのは間違い。ですから、1日、2日あくか、あかない方法もありますけれども、一旦契約は解除をして、補助金を、設立準備費1億5,000万円払っているのを返してもらって、それから再契約でしょう、手順としては。その手順を踏まないと議会通りませんよ。そんな契約違反を通せなくて、議会通るはずないではないですか。それが1点。どう思うか。

もう1点は、新潟総合学院と国際総合学園、古町にビル建っていますが、それとの関係はどういう関係で、変更の理由は何ですか。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

変更の理由につきましてですけれども、現在新潟総合学院がたしか33の専門学校を経営していたと思います。今回の譲渡で16をまずは移管をするというふうに聞いております。これも新潟総合学院のほうで2020年、来年度新しく専門職大学校を新潟市内で開校すると、そちらのほうに集中したいということで、今持っている現在の専門学校を、専門学校を特別にやっている国際総合学園に譲渡をしたいと、そちらのほうに渡して専門的にやっていただきたいというもので私ども話を聞いております。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 最初の法的な部分についての説明。

藤木副市長。

○副市長（藤木則夫君） 当然これは平成19年に議会の議決をいただいて、無償譲渡の相手方を決めて、佐渡市と相手方とで契約をしているものでございます。両当事者の契約でございますので。ただ、この契約は当然議会で説明した上で結んだ契約だと思っております。契約でありますから、両者が契約変更をする、そういうことは可能であると思っておりますが、ただこれは議会の了解を得て結んでいる契約でありますので、議会の了承を得なければこの契約の内容を変えることができないということで、そのことも含めまして今回議案として提案をさせていただいております。結果的に学校法人間で実際学校運営の経営の譲渡はされているようでございますので、建物についてどうするかということで考えますと、先ほど申し上げましたけれども、恐らくワンタッチでできないのではないかと思います。相当期間佐渡市が所有する、あるいは今度はまた議会のご了解を得てその空白期間無償貸与をするということになってきますし、予算も必要になってまいります。火災保険等を市で持つ限りにおいては付さなければならないということで、その特別の予算も必要になってくると思います。今回のスキームですと、第三者間で譲渡することを議会にもご了解いただいて、市も入った3者契約を結ぶということで、実質的には契約変更をしようという内容で提案しておりますので、もちろん筋通り契約解除をして、それを議会にご了解いただいて市に戻す、それと同時に無償貸与をする、市が所有権を持って市に登記をする。その間は当然学生がいるわけですから、市として責任を負わなければならないということで予算も必要になってまいります。そういうことが必要になってくると思いますので、そういう中で選択肢としてこういう議案の形を提案させていただいておりますので、その辺のところのご審議をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） いつも執行部の提案というのは急なのです。例えばこういう大きなことが急だった

りするのです。でも、現在金井にある専門学校は当初4つの学科で始まって、少しずつ少しずつ学科を減らして、今最後の1つの学科だと思うのです。この経過の中で、佐渡市はこれで専門学校やっていけるのだろうかと恐らく途中で、私なんかは不安に思ったのです。こういうことは急に説明があったのか、それとも積み上げたのか。というのは、これから契約をまた今、議会が指摘しているようなやり方になると相当時間がかかると思われるとか、ここはきちんと精査していないのかなど。急に降って湧いたものに急に対応しているように聞こえるのですが、この専門学校がこのように縮小して、縮小して、別の法人、同じグループかもしれませんが、渡すというのは前から佐渡市はわかっていてきちんと整理してきたのではないのですか。ちょっとプロセスをきちんとはつきりさせてください。それとも、急に降って湧いたのであれば、きちんとやっぱり考える時間を下さいとって混乱がない形で議会に提案していただきたいのです。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

今回の事業譲渡につきましては、本年の2月末だったと思うのですが、うちの担当のほうに一報が入りました。それから協議を重ねてきたというところがございます。それから、専門学校の学科の数につきましては、確かに当初は4学科180名の定員でスタートしたところがございますけれども、現在は1学科40名の定員というところになっておりますので、ただその間の専門学校への指導的な形での協議といったものにつきましては、ちょっと私のほうで承知していないところがございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

議案第66号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出につきましては複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第66号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第66号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほど質疑もあった、議案でもあった温泉の管理運営事業費の関係です。先ほど市長がわかりやすく説明があったのですが、以前の議員全員協議会か何かのときに余り理解ができていなかったと。例えばこの温泉管理事業の光熱水費の増については、この間休んでいた分ともし今回また通らなかったときの分のものを盛ったものであって、以前何か議員から質疑がありましたけれども、新穂潟上温泉だけ持つのではなくて、だったらうちのほうも持てみたいなのではなくて、新穂潟上温泉におけるこの3カ月分と万が一の場合の6カ月分ということなのですよということを確認が1つ。

もう一つは、先ほども議案の中にありましたが、以前出してきたときには、先ほどの話ではありませんが、業者との契約についてはつなぎ込みをどうするか、どうだみたいなのが幾らかかるかわからないというような状態が出てきたということが私は一番の問題だったと思うのです。そういう点でいうと、そういった部分についてはすっきり整理をされているのかというのが2点目です。

3点目は、この温泉施設については私の言いたいこともいっぱいありますけれども、ほかの無償貸与をしている羽茂、畑野と同じような条件で、公平性のもとで今回契約をされているというふうに理解をしているのですが、それでいいですか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明いたします。

最初に、光熱水費等のご質問でございます。これにつきましては、議員ご指摘のとおり、6カ月分念のために盛っておったものでございますので、現在支出済みのものもございまして、それを補正をしたいということであります。まず、7月1日、本議案がお認めいただければ、我々としてはその後の部分については執行しないということでございます。

それから、熱源の問題につきましても、今回の提案の中ではつなぎ込みの部分というようなもの、ボイラーを交換しないということで、現状のままの灯油ボイラーでやるということですので、その辺は持ってございません。

あと1点、ほかの部分との整合性ということでございますが、これにつきましては今回のご提案の内容と同様に、同じということで、ほかの2施設とも契約内容は変わりません。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほどのこの前の議案との関係もあるのですが、契約の問題ですが、前回やっぱり何か業者がうさん臭いのだみみたいに思うような出し方が私誤解を受けるような部分があったと思うのです。ですから、市としてはこういう契約をやる際には一体幾ら予算がかかって云々ということも含めて、しっかりしたやり方で今回はきちんと再提案しているというふうでよろしいですね。確認だけしておきます。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明いたします。

今回はしっかりしたものでご提案をしておるということでございます。

○議長（猪股文彦君） 室岡啓史君。

○5番（室岡啓史君） 11ページの新たな地域活性化人材づくり推進事業について、議員全員協議会でもご説明あったかと思うのですが、事業全体がどういうことかというご説明をいただきたいということと、島スクール推進事業委託料850万円、かなり高額ですが、その算出根拠、こういうことに850万円使うのですよというところのご説明をお願いします。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

毎年進学等をきっかけに高校生が400名程度卒業して、佐渡を離れます。また、限界集落もこの10年間

で130カ所ふえているというような現状から、地域衰退が進んでいるということで、首都圏の企業、それから大学と協働しまして教育プログラムをつくりまして、佐渡で学びの場を提供したいということで考えております。U・Iターン者や佐渡に泊まり生活する若者から地域活性化の担い手、地域リーダーになっていただくためのノウハウを提供していきたいというふうに考えております。

あと、委託の関係でございますけれども、全体のワークショップ、それから講義等の費用、それからそれぞれ毎回進捗発表会等を行いますので、それに伴う旅費、人件費等でございます。それから、全体の教育プログラムを構築する、こういったところに委託料として入れさせていただいております。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 今ほどの島スクール推進事業委託の件についてちょっと私のほうからも聞きたいのですが、こちらの委託先の企業というのはもう決まっている話なのでしょうか、それともこれから先ほどの教育プログラム、それからワークショップ等々含めてできるような企業を公募で募集するのか、その点ご説明をお願いします。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

佐渡市の地域活性化のアドバイザーになっている方、これが同じく総務省のアドバイザーになっております。この方が勤める企業、こちらのほうに委託を考えているというところでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から10款教育費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 農業振興費の関係の農業用ハウスの強靱化緊急対策です。これは、ご案内のとおり国に防災・減災、国土強靱化のための3カ年計画の中で出てきたものなのですが、これが県の計画に基づいて県のやることになっているのですが、講師でやるということとその補助ということがワンセットになっているのだと思うのですが、今からこの講師に来てもらってこんなふうにしたらいいのですよということもやるし、下の125万7,000円の補助金も出すということなのだろうというふうに思うのですが、具体的に講師を呼んでどこでどんなことをやるのか。ハウスについては125万7,000円というのは、一体何年で幾らなのか。ご案内のように、暴風雨とか大雪とか、佐渡も最近異常気象が多いですから、こんなときだからこそ市としても独自施策として、これらも含めて今高齢化も進んでいるからハウスを、ハウスなくなったらもう苗をやめるとかという人もいますから、というふうなやっぱり知恵を使う必要があったのだろうと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

やる内容につきましては、被害防止、こういったマニュアルの作成も考えております。また、作成と並行して技術指導、講習会ということは今から準備をすることになっております。件数的には、今回対象と

なるものは5件、そのうちハウスの補強が2件、防風ネットの設置が3件となっております。今ほど市の独自のというお話が出ましたけれども、こちらにつきましてはある程度の補強というのは結構されておる方を確認しておりますので、また今年度も新たに予算で国のほうから示されるということですので、そちらを利用して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、先ほど言ったように、国の事業そのものは被害防止の講習会等の開催という、一体どこでいつやるのか。

それともう一つ、先ほどの既存のハウスの被害防止対策というのが2本柱になっているのですよね。だから、これ家族農業が多い佐渡においてこういう対象になるというのは結構な法人化をしているとかいろんな団体なのかというふうには私は思うのですが、新潟県の計画に基づいてという国の要綱になっていますよね。先ほど何件と言ったのはどういった対象農家なのか、農業団体なのか教えてください。

もう一つ、先ほど言うのを忘れましたが、21ページの教育費、21ページ見てください。6月ですよ、これ。6月なのに、消耗品費と備品購入費ばかりではないですか。ここの21ページの消耗品費308万円、備品購入費776万円ではないですか。これ本来だと、今になってこれが出るというのは当初予算にのせ忘れたのですか、それとも新たな事業を起こしたのですか。どっちなのですか。

○議長（猪股文彦君） 渡邊教育総務課長。

○教育総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

今ほどの消耗品、備品購入費についてですけれども、こちら2月の議会で指定寄附金ということで、寄附をいただいたものの執行に係る分でございます。歳入のほうにも教育文化振興基金繰入金ということで1,000万円計上してありますけれども、両津地区出身の東京在住の方から児童生徒の教育の充実に充ててほしいということで寄附の申し出があり、2月の議会では指定寄附金として収受したというものでございます。小学校費と中学校費のほうにそれぞれ消耗品と備品購入費ということで計上してあります。寄附者の意向を踏まえて、今回議決をいただいて、7月から購入をし、2学期の始業に間に合わせたいということでございます。

○議長（猪股文彦君） 金子農業政策課長。

○農業政策課長（金子 聡君） ご説明します。

講習会の場所については、まだ具体的には決めておりません。状況的には、対象となるのは園芸施設を考えておりますので、こちらにつきましてはJA等と相談しながら、そういった設定をしていきたいと考えております。

それから、今回の5件につきましては、先ほど言いましたように園芸施設のパイプですけれども、農業法人の場合もありますし、個人の申請もございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ハウスのほうは言うだけ言ったからあれですが、教育委員会も結果的に指定寄附云々と言うけれども、備品を買わなければいけないという指定寄附なわけ。つまり必要なものを買うわけでしょう。例えば教育に使ってくださいというのだけれども、あなた方は私の計算だと消耗品が300万円、備品購入が770万円、これ本来必要なものを削っていたのをそのお金で充てるということではないですか。

本来これは佐渡市の経常経費で賄うべきものなのではないのですか。違うのですか。財政課長に聞かなければならぬか。

○議長（猪股文彦君） 渡邊教育総務課長。

○教育総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

寄附者の意向は、まず小学校管理運営事業、小学校教育振興事業につきましては、特定財源の内訳のその他にありますとおり、合計しますと500万円になります。この金額で母校であります両津小学校の教育充実に充ててほしいということでもありますので、両津小学校のほうから意向聴取をし、決めておるものがございます。中学校につきましては、中学校全般ということになりますので、中学校長会の中で用途について協議をして購入をしたいということでもあります。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 同じく21ページの小学校費のところですが、学校ICT環境整備促進実証研究事業、これ私は年度の初めに、当初に出てくるのかなと思っていたのですけれども、これが今ここで出てきていることはなぜなのか。約286万円ですが、これの財源はどこから出てくるのか。そして、講師謝礼が50万円ほどありますけれども、これは誰が何をなさるのか。どういう事業なのか。その辺を教えてください。

○議長（猪股文彦君） 山田学校教育課長。

○学校教育課長（山田裕之君） お答えいたします。

学校ICT環境整備促進実証研究事業につきましては、昨年度末に文部科学省からあった公募事業でありますICTを活用した遠隔教育システムの導入の研修事業を行うということで募集が入りまして、佐渡市教育委員会学校教育課としましても佐渡市の全小中学校にその公募に手を挙げるところがないかということで募集をしましたところ、1校やりたい、ぜひやらしてほしいという学校がありましたので、計画書等を整え、提出をいたしました。そして、その計画が通って認めるということになりましたので、それが4月に入ってからののですけれども、それにつきまして今回補正で予算計上させていただいております。

財源ということですが、歳入の8ページ、9ページのところの16番の上から3つ目の3、委託金のところに、9ページのほうを見ていただきますと学校ICT環境整備促進という言葉の中で286万2,000円が計上されておりまして、このいただいた286万2,000円をそのまま歳出という形で使わせていただくという形で、このような形で計上しております。

なお、講師謝礼ということですが、これにつきましては遠隔地との交流ということもありまして、上越教育大学のほうの協力も全面的にいただいて進めるということで、大学のほうから教授、准教授、担当者を招聘しまして研究をするその謝金という形になっております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 大体概要わかりましたが、そうするとこれはもともと文部科学省から提示されたときにもう小学校限定ですということでしたのか。つまり中学校はこれには該当しなかった、中学校はやらないというのはこちら側の判断ではなく、文部科学省から最初からそういう枠だったということですか。

○議長（猪股文彦君） 山田学校教育課長。

○学校教育課長（山田裕之君） 小学校、中学校ということで来ておりましたが、今回たまたま、たまたまと言うと悪いのですが、手を挙げたのが小学校でございましたので、小学校の教育振興事業のところに入れさせていただいているという形になっております。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から10款教育費までについて質疑を終結いたします。

以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

議案第67号 令和元年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第67号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第67号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6 陳情第9号から陳情第14号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第6、陳情第9号から陳情第14号までについてを一括議題といたします。

陳情第9号から陳情第14号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほど質疑の中で議事進行があった、資料をしっかりと出すという点がこのまま曖昧になっては私はだめだと思うのです。議長のほうでしっかりと取り計らいをお願いします。

○議長（猪股文彦君） 中川君に申し上げますが、発言を精査して、必要なものについてはきちんと議員各位に配付するようにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月19日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時54分 散会